

令和2年第7回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月4日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和2年9月4日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第106号から議案第139号まで
- 第 6 陳情第10号
- 第 7 請願第4号から請願第8号まで、陳情第9号、陳情第11号から陳情第19号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	渡邊尚人君	総合政策監	日坂仁君

會計管理者計 課(兼會長)	小 路 昭 君	總務課長 (兼選委員會 事務局長)	中 川 宏 君
防災管財長 課	磯 部 伸 浩 君	稅務課長	甲 斐 由 紀 夫 君
企画課長	猪 股 雄 司 君	財政課長	平 山 栄 祐 君
市民生活長 課	齊 藤 昌 彦 君	社会福祉長	市 橋 法 子 君
子ども若者長 課	大 屋 広 幸 君	高齡福祉長	吉 川 明 君
環境対策長 課	計 良 朋 尚 君	世界遺産長	下 谷 徹 君
地域振興長 課	岩 崎 洋 昭 君	交通政策長	十 二 毅 志 君
農林水産長 課	本 間 賢 一 郎 君	農業政策長	金 子 聡 君
觀光振興長 課	祝 雅 之 君	建設課長	清 水 正 人 君
上下水道長 課	宮 城 徹 君	教育總務長	坂 田 和 三 君
学校教育長 課	濱 田 晴 明 君	社会教育長	市 橋 秀 紀 君
消防長	羽 二 生 正 博 君	兩津病院院長	伊 藤 浩 二 君
代監査委員 表員	渡 部 直 樹 君	監査事務局員長	加 藤 留 美 子 君
農業委員會長 事務局	北 嶋 富 夫 君		

事務局職員出席者

事務局長	山 本 雅 明 君	事務局次長	本 間 智 子 君
議事調査係	梅 本 五 輪 生 君	議事調査係	岩 崎 一 秀 君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回（9月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、10番、上杉育子さん及び12番、山田伸之君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る9月1日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

会期につきましては、本日から9月25日までの22日間とします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行います。また、令和元年度決算の案件につきましては、決算審査特別委員会を設置して、同委員会へ付託します。その後、議長において決算審査特別委員の指名、正副委員長の互選結果の報告を行い、最後に請願、陳情の委員会付託を行います。

7日は、午前10時から決算審査特別委員会を開催します。

8日は、請願について紹介議員から説明を受けるため、午前10時から総務文教常任委員会を開催します。また、午後1時30分から各派代表者会議を開催し、各派代表者会議終了後、航路問題特別委員会を開催します。

9日から14日までが一般質問であります。質問者は15人です。

15日から23日までの間が常任委員会審査であります。

24日は、午後3時を目途に委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。

25日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月25日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は22日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

ここで、佐渡市議会議員政治倫理条例の規定に基づき設置をした政治倫理審査会について報告します。佐渡市議会議員政治倫理条例第10条の規定により、去る8月5日に審査結果及び意見の報告があり、審査が終了いたしました。

報告は以上であります。

日程第4 行政報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。まずもって、この席におきましてはコロナの対策ができていくということで、マスクのほうを外させていただいて報告案件についてご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

令和2年第7回（9月）佐渡市議会定例会に当たりまして、同年第5回（6月）佐渡市議会定例会後の報告案件についてご報告申し上げます。まず、今定例会における報告事件についてです。報告第14号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

報告第15号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでありますし、報告第16号 令和元年度決算に基づく資金不足比率につきましても、同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

報告第17号から報告第19号までについては、佐渡市が出資する法人の決算に関する書類及び事業計画を提出するものです。

続きまして、6月定例会後の本市における主な出来事について、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスについて。7月に佐渡でも新型コロナウイルス感染症患者が確認されましたが、その後は島内での感染者は確認されておりません。これも市民の皆様の日頃の取組のおかげと考えております。これからも密になる状況を避ける、手洗い、マスクの着用をするなど、引き続き感染防止対策をお願い

いたします。

続いて、経済の落ち込みに対する対策につきましては、4月から随時市民の皆様を対象とした1人10万円の特例特別定額給付金の給付、子育て世代への支援、事業者への支援などを行ってまいりました。9月定例会におきましても、補正予算の計上を予定しております。新型コロナウイルスの感染防止をしながら経済も動かし、できる限り通常、日常を取り戻していく、通常の生活に近づけていきたいと考えておりますので、市民の皆様、議員の皆様からもお力添えをお願いいたします。

小木一直江津航路の就航船舶変更に係る方針について。小木一直江津航路は、佐渡と本土を結ぶ海上国道にも指定された生活航路であり、引き続き維持していくべきものと考えております。最近の動きとして、8月3日、県庁で開催された佐渡航路確保維持改善協議会において、小木一直江津航路の船舶変更問題についてはその場で一定の結論を出すということではなく、今後も課題解決に向けて引き続き関係者の中で協議を継続していくということになっております。佐渡汽船からは、できるだけ早く船舶変更手続を開始したいという意向は伺ってはおります。しかしながら、佐渡市としては新型コロナウイルスの経営への影響や、ジェットfoilぎんが及びカーフェリーおけさの代替建造を見据えた中長期的な経営シミュレーションの明示、また船舶変更になった場合の車両航送及び両津航路の冬季のカーフェリー1隻体制時における安定的な運航計画等が示されなければ、高速カーフェリーあかねの売却の容認はできないと考えております。引き続き、上越市とも連携しながら対応していきたいと考えているところでございます。

防災拠点庁舎整備市民説明会についてでございます。このたび8月19日から26日まで、島内10か所を会場に市民説明会を開催いたしました。今回の説明会ですが、10か所で延べ615名お越しいただきました。延べ615名の内訳でございますが、会場と同地区の方の参加が356名、地区外、説明会の地域外ということでございますが、この地区外の方の参加が259名ということで、従前の市民説明会と比較しても多くの方の参加をいただき、市民の皆様の関心の高さを再認識したところでもございます。説明会では様々なご意見をいただきました。4年前の計画の4階建てにしてほしい。図書館や食堂、調理場、教育委員会などを入れてほしい。一方、大雨氾濫時浸水想定区域の問題について、また現庁舎の改修で十分であるといったようなご意見もいただいたほか、支所、行政サービスセンターを活用した分庁方式がよいなどのご意見もいただいたところでございます。また、意見書の募集は9月10日までとなっておりますので、今回の説明会での意見を取りまとめて議会にご報告するとともに、9月10日までのご意見を最終的に取りまとめ、佐渡市の将来を見据えた後の世代に負担を残さない方策を市民の皆様の意見を踏まえて議論をしております。合併特例債の期限もございますので、市の方針をできる限り早く議会に報告をしていきたいと考えておるところでございます。

県立佐渡中等教育学校についてでございます。6月23日に一部マスコミから佐渡中等教育学校の募集停止について報道がされたことから、県教育長と面会をし、地域との協議、説明がされていない募集停止の方針の見直しについて、反対の意見を強く申し入れたところでございます。県教育委員会は、県議会を始め、多くの反対意見を踏まえ、その方針を撤回し、7月28日に公表された令和3年度～令和5年度県立高校等再編整備計画では、佐渡中等教育学校は当初示されていた令和5年度からの募集停止から在り方について検討するとされております。県教育委員会では、これまでも中等教育学校を取り巻く環境が変わり、定員割れが生じていることなどから、現状のまま維持することは難しいとし、新たに有識者会議を設置

し、中等教育学校全体の今後の在り方を検討するとしており、報道によれば、県立中等教育学校の今後の在り方を検討する外部の有識者委員会の初会合を9月10日に開催し、今年度内に将来の方向性を出したいとしています。市におきましても、課題の整理、支援の検討を進めるため、学校関係者のほか、中等教育学校のPTA役員、保護者の皆様と意見交換をさせていただいておりますが、今後、議会、学校関係者、保護者、地域の皆様と連携を図りながら、佐渡における中等教育学校、県立高校の在り方について検討し、地域が考える将来の方向性を県教育委員会に示してまいりたいと考えております。引き続き、関係各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 報告の第17号から第19号の関係の市が出資をしている、あるいは補助を出している団体の関係についてちょっとお尋ねをしたいと思う。

例えば報告第17号の真野自然活用村公社、議員全員協議会の際にもありましたが、コロナの影響もありながら、もともと厳しい状況ですから、今後どうなのかという疑問もあったところですが、私はまず報告第17号、報告第18号、報告第19号の、どういう出資割合、50%を超えているということは分かるのですが、どんな状況になっているのか改めてお聞きをしておきたいのと、総務省では平成の大合併以降の第三セクターの在り方についてきちんとした指針を持つべきだということで、平成26年にも出ているということで、前の市政の時代も聞いてきたのですが、渡辺市政ではこれどうするのか。出資割合50%を超えているものはこのように、前回の議会も出ましたが、議会に一定程度の報告はあるのだけれども、議会もそれほど追及もしないということがあるのだけれども、佐渡汽船も同じ、県のレベルでいうと第三セクターなのだけれども。そういう意味で、指針はやっぱりつくる必要が私今あるのではないかというふうに思うのです。総務省は、毎年毎年第三セクターの状況と在り方についてという調査報告出ています。今年衝撃的だったのは、上越市が2月に24法人全て廃止、民営化するという方針を出していますが、この今回出ている報告第17号、報告第18号、報告第19号の今の経営状況、ざっくり言えばどういう状況なのかと。それともう一つは、この法人にどういうふうに関わっていくのか、出資割合も含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

まず、出資割合です。報告第17号の真野自然活用村公社、こちらにつきましては、総出資額、当初1,015万円、このうち佐渡市が900万円ですので、出資割合88.7%になります。次の赤泊振興公社、出資総額1億800万円、このうち旧赤泊村ですけれども、佐渡市分でありまして、1億250万円、出資割合で94.9%。最後、羽茂農業振興公社、出資総額3,000万円、うち佐渡市分として2,700万円、出資割合90.0%、これが出資割合になります。今後の話も出ましたけれども、現在指針については佐渡市ではつくっておりません。

真野自然活用村公社、こちらにつきましては一般社団法人ということで、位置づけとしてはもう親から手が離れた法人、企業という形でおりますので、こちらについて佐渡市としては運営等の支援、補助等も行っておりません。先ほど言われましたように、昨年度の決算書を見ると非常に厳しい財務状況になって

おります。この辺りについて、出資、出捐ですけれども、している以上、今後のことについてはまた相談しながら、どうやっていくのかということもお話を聞かせていただきたいと思います。

赤泊の振興公社、こちらにつきましては、農業部門と観光部門、両方ございました。農業部門につきましては、令和元年度をもって農業部門を廃止して、今後は観光の部門に特化した公社運営をしていきたいということで理事会、評議委員会の中で決定されておりますので、そちらのほう、今後収支の改善を図っていただきたいと思いますと考えております。

最後の羽茂農業振興公社、こちらにつきましては、現在市のほうから運営に対する補助を行っております。この部分につきましては、不採算部分、非収益事業を主に行っておりますので、運営的な補助を行っておると。ただ、独自にいろいろな財源を確保しながら行っておりますので、何とか収支上は現在赤字にならないような形、基本財産についても極力手をつけずに運用しておりますので、こちらについてはこれまでと同じ、同じというよりも、これまでもそうですけれども、市は運営を一緒になって考えていきたい。公社の役割である担い手の確保、こういうところに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほだちよつと言いましたが、上越市は平成の大合併以降、こういった第三セクターをどうするかという方針を総務省の通知に基づいて自分らで自ら考えながら、私第三セクター全部潰せと言っているわけではないのです。我々の佐渡汽船の問題でいうと、筆頭株主の県は何をやっているのだということです。だから、今回報告されている、50%以上が報告の義務があるわけだけでも、それ以外、今日代表監査委員もいらっしゃいますから、25%だと監査も入れるということになっているわけで、さっきの真野自然活用村公社については、法人になったからということなのだけでも、やっぱりこれどういうふうに今後整理していくのかということをしておかないと、過去にもこういった出資法人をめぐるいろいろな問題がありました。ぜひ私は、前の市政は指針つくります、つくりますと言ったのだけれども、やらなかったのだけれども、これしっかりしておく必要があるだろうと思うのです。とりわけ第三セクターは、1970年代後半になって国がそういう手法を使え使えと言って、市町村も使ってきた手法なのです、実は。それから見ると、大分もう期限切れになっている側面もあるので、やっぱりこれ今合併15年終わって、これから佐渡市がどこへ向かうかというときですから、この在り方またしっかり見直すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） この3つの組織につきましては、ある程度基本的には方向性が私自身は定まっておりますので、非常に厳しい中ではありますが、自立を目指して進んでいく、そういう事業者、それについてはやはり民間と同じような形で支援をどうしていくかということになりますし、羽茂農業振興公社につきましては担い手育成、特に羽茂地区につきましては果樹をこの後どう支えていくのか、それを佐渡全体にどのように波及していくのか。そこは、やはり人材確保ということになりますので、羽茂農業振興公社の役割自体は私自身は非常に大きいものというふうに考えているところでございます。人を育てるといふ不採算部門につきましては、一定程度の支援が必要ではないかというのが私自身の基本的な考えでございます。そのほかの第三セクター等出資している割合につきましては、その法律の中で動いていくとい

うことが一つの条件ではございますが、ご指摘のとおり、この後やはり企業を育てながら市のほうも支援していくというところをひとつ考えていくことが重要な施策になるというふうに、今内部でも調整しておりますので、市が関与するときの取組等、一定のルールについては私自身も他市町村の事例を勉強しながら、対策のほうをちょっと考えていきたいというふうに今考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 総務省が言っているのがいいとも私は言いかねますが、ただ今市長が言ったように、真野自然活用村公社では観光の側面があったり、交流の問題、あるいは赤泊の振興公社、もちろん農業の問題、これしっかり支えていくのは支えていかなければならない。けれども、その辺を分類しなければならないと思うのですが、たしか出資割合、出捐金なんかも含めて25%以上が監査も含めて入らなければならないところなのですが、それ現在幾つぐらいありますか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

ちょっと本日把握してございません。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 議長におかれましては、会議規則第66条の規定で対応してもらうようお願いをしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 分かりました。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 先ほど両津の中高一貫教育校について、その在り方をこれから検討するというご報告がありましたが、その件についてお伺いしたいと思います。

県の教育委員会は、有識者会議を立ち上げて、一定程度の答申を得ると。それから、佐渡も地元で保護者の意見などを聞きながら意見まとめていくと。しかし、この問題というのは中等教育学校だけでなく、今佐渡の高校全体が縮小していく中で、この佐渡に必要な教育をどうするのかということをして市として主体的に決めていかなければいけないことだと思います。というのは、小中学校は義務教育です。何をどうしても中身決まっていますが、高校については佐渡がどうしていききたいのか、この姿勢をはっきりさせること、これは当事者の声とか有識者の声だけではなくて、もっと政治的な意見が必要だと思います。ここは、佐渡市としてどのようにまとめていくのかを聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今回の中等教育学校の問題につきましては、私自身は、今議員のご指摘のとおり、佐渡の高校の在り方を含めて、高校の在り方といいますと、佐渡の高校の魅力づくりということになるのかというふうに考えておりますが、島内の子供たちが佐渡の高校で自分に合った、行きたいような高校ができるだけ選べる、そういう魅力づくりが必要というところと、今回の中等教育学校の問題を踏まえながら、島への留学等を含めて、移住、定住と併せながら教育の体制を考えていくということが重要ではないかというふうに考えておるところでございます。一方、全体の教育につきましては、小中学校においても一定の教育方針がございますし、高校においても教育方針がある中でございますので、そういうものを

加味しながらしっかりと検討していくべきというふうに考えております。また、基本的には、今新潟大学にもお願いをしておりますが、やはりそういう有識者を交えながら、我々も地元の方、また高校の校長先生等を踏まえながら、早急に協議をする体制をつくりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 佐渡は既に、今ほど言われた中にもしかしたら含まれているかもしれませんが、小中学校も併せてキャリア教育というものを、この地元でどんな仕事があるのかということを紹介しながらやっていますが、こういう既にある取組、こういうものも総ざらいされるということですか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今の例えば世界遺産を含めたそういう歴史、文化を子供たちに知っていただく、そしてもう一つは、職場体験というようなキャリア教育という部分を取り組んでいく、これは通常のとおり継続しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。今回の方針としましては、大きな方向性としてはどのような形で高校のそれぞれの魅力があるのか、そしてまた今すぐにはなかなか難しい点もございしますが、島留学等も含めながらこれからの佐渡の在り方を考えていきたいというふうに、今進めていこうと考えておるところです。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） おおよその方向は分かりましたが、これをいつどのように県教育委員会とやり取りするのか、1回とか、そういう問題ではないと思うのですが、どのようなスケジュールで考えておられますか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今保護者様との意見交換等もさせていただきましたし、校長先生との意見交換等も実はさせていただいております。そういう中で、校長先生のほうからも組織のほうをつくってほしいというお話がございしますので、10月の頭までには一定の協議の段階、あと新潟大学との協議のほうも進めて、話し合える組織等をつくりながら、次年度に向けて議論をしていく。ただ、今年度中に報告を出すということが本当にいいのかどうかも含めながら、県教育委員会とはその状況、状況に応じてこちらの考えを説明しながら今後の取組を進めていきたいというふうに考えておるところでございします。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第106号から議案第139号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、議案第106号から議案第139号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第106号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ8,216万円を追加する補正予算を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるとのことです。補正内容は、梅雨前線の影響により7月14日から16日にかけて発生した局地的な大雨被害に係る災害復旧経費を追加計上し、歳入ではその財源として財政調整基金繰入金を予算計上するものとされています。

議案第107号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ8,700万円を追加する補正予算を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるとのことです。補正内容は、梅雨前線の影響により7月27日から28日にかけて発生した局地的な大雨被害に係る災害復旧経費等を追加計上し、歳入ではその財源として分担金、県支出金及び財政調整基金繰入金を予算計上するものとされています。

議案第108号 専決処分承認を求めることについて（令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について）。本案は、資本的収支について、収入、支出を700万円増額し、収入総額を12億6,636万3,000円とし、支出総額を20億2,832万円とする補正予算を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるとのことです。補正内容は、歳出では7月28日に発生した赤泊上川茂地区での大雨被害に係る災害復旧経費等を計上し、歳入ではその財源として企業債、国庫補助金を計上するものとされています。

議案第109号 佐渡市入湯税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法の改正に伴い、延滞金の割合の特例について規定している条例について、一括して所要の改正を行うものとされています。

議案第110号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新型コロナウイルス感染症の患者等の対応に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給するため、防疫等作業手当の特例を定めるものとされています。

議案第111号 佐渡市空家等の適切な管理に関する条例の制定について。本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空き家等の適切な管理について必要な事項を定めるとともに、佐渡市空家等対策協議会を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の附属機関として設置するため、条例を制定するものとされています。

議案第112号 公有水面埋立てに係る意見について（両津夷地内）。本案は、新潟県が実施する両津漁港岸壁改良工事に必要な漁港施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められていますので、議会の議決を求めるとのことです。

議案第113号 消防指令システム改修工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設・設備整備計画に基づき、消防本部通信指令室及び各消防拠点に設置の消防指令システムの改修工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるとのことです。

議案第114号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、市道において防護柵が劣化していたために発生した事故に関し、相手方に損害賠償金を支払うことについて、議会の議決を求めるとのことです。

議案第115号 佐渡市辺地総合整備計画（令和元年度～令和3年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の議決を求めるとのことです。変更の理由は、公共的施

設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴う辺地対策事業債の予定額の増額によるものでございます。

議案第116号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ15億2,097万1,000円を追加するものでございます。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の交付金を活用し、市独自の事業継続支援金を増額計上するほか、市内の失業者の雇用確保のため、会計年度任用職員を雇用する経費や感染リスクを低減するためトイレの洋式化等の新たな経費を計上するとともに、県民、島民限定の市内宿泊施設の利用促進など、島内経済の回復に向けた対応に要する経費等を追加計上するものでございます。また、新たに公的病院等への支援を行うほか、普通建設事業及び災害復旧経費等を追加計上するとともに、法令に基づき前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるなど、6月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上し、歳入では、地方交付税、国、県支出金、繰越金などを増額計上し、繰入金を減額計上するものでございます。

議案第117号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ133万5,000円を減額するものでございます。補正内容は、人事異動に伴う人件費を減額計上するものです。

議案第118号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ992万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入では前年度決算に伴う繰越金の増額計上、歳出では人事異動等に伴う人件費、後期高齢者医療広域連合負担金の増額を計上するものでございます。

議案第119号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2億536万8,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入では人事異動等に伴い一般会計繰入金の減額及び前年度繰越金の増額を計上するものです。歳出では、人事異動等に伴う人件費の減額及び令和元年度決算に伴う給付費準備基金積立金並びに国庫負担金等の精算返還金の増額を計上するものでございます。

議案第120号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2,220万5,000円を追加するものです。主な補正内容は、歳入では人事異動等に伴う一般会計繰入金の減額及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金並びに令和元年度決算に伴う繰越金の増額を計上するものでございます。歳出では、人事異動等に伴う人件費の減額及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業並びに令和元年度決算に伴う一般会計繰出金の増額を計上するものでございます。

議案第121号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2,536万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入では人事異動等に伴う一般会計繰入金の減額及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金並びに令和元年度決算に伴う繰越金の増額を計上するものでございます。歳出では、人事異動等に伴う人件費の減額及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業並びに令和元年度決算に伴う一般会計繰出金の増額を計上するものでございます。

議案第122号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支

について、収入を3,679万8,000円増額し、収入総額を15億4,409万1,000円に、支出を203万1,000円減額し、支出総額を19億5,414万8,000円に、資本的収支について、収入を1,512万4,000円増額し、収入総額を1億8,988万9,000円に、支出を1,512万4,000円増額し、支出総額を7,460万7,000円とするものでございます。主な内容は、人事異動に伴う人件費の補正及び新型コロナウイルス感染症関連の経費増に伴う補正となります。

議案第123号 令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算(第2号)について。本予算案は、収益的収支について、収入を60万円減額し、収入総額を27億4,243万9,000円とし、支出を955万5,000円減額し、支出総額を27億3,348万4,000円とするものです。また、資本的収支について、収入を1,563万6,000円増額し、収入総額を12億8,199万9,000円とし、支出を1,897万7,000円増額し、支出総額を20億4,729万7,000円とするものでございます。主な補正内容は、資本的収支における工事請負費等の増額とこれに伴う企業債及び国庫補助金の増額並びに収益的収支及び資本的収支における人事異動に伴う人件費の増額でございます。

議案第124号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算(第1号)について。本予算案は、収益的収支について、収入を341万6,000円減額し、収入総額を34億4,970万7,000円とし、支出を4,300万1,000円減額し、支出総額を33億6,915万6,000円とするものです。資本的収支については、収入を760万円増額し、収入総額を16億3,944万1,000円とし、支出を9万9,000円増額し、支出総額を24億1,318万3,000円とするものです。主な補正内容は、収益的支出及び資本的支出における人事異動に伴う人件費の増減、地方公営企業会計移行に伴う収益的収支の増減、資本的収入の企業債の増について計上するものでございます。また、佐渡市下水道事業が令和2年4月1日から地方公営企業会計へ移行したことに伴いまして、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額について、それぞれ4月1日以降の収入及び支出が確定したことにより、予算第4条の2本文中の未収金の金額を9,044万2,000円に、未払い金を9,345万8,000円に改めるものでございます。

議案第125号 佐渡市立学校校内高速LAN等整備工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市立学校校内高速LAN等整備工事請負契約について、8月25日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。(下線部分は13頁の発言訂正に基づき訂正済)

議案第126号から議案第137号までは、一括してご説明申し上げます。議案第126号 令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第127号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第128号 令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第129号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第130号 令和元年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第131号 令和元年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第132号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第133号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第134号 令和元年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第135号 令和元年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第136号 令和元年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第137号 令和元年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。以上12議案は、令和元年度佐渡市一般会計及び特別会計における歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するもので

ございます。

議案第138号及び議案第139号については、一括してご説明申し上げます。議案第138号 令和元年度佐渡市病院事業会計決算の認定について、議案第139号 令和元年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。以上の2議案については、令和元年度佐渡市病院事業会計決算及び佐渡市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

大変申し訳ございません。議案第125号 佐渡市立学校校内高速LAN等整備工事請負契約の締結についてでございますが、この上程の際に本案は佐渡市立学校校内高速LAN等整備工事請負契約について、「8月5日に執行した入札」と申し上げましたが、「8月25日に執行した入札」でございます。訂正のほうお願いいたします。(当該箇所12頁の下線部)

○議長(佐藤 孝君) これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第106号 専決処分承認を求めることについて(令和2年度佐渡市一般会計補正予算(第8号)について)の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結いたします。

議案第107号 専決処分承認を求めることについて(令和2年度佐渡市一般会計補正予算(第9号)について)の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 質疑なしと認めます。

議案第107号についての質疑を終結いたします。

議案第108号 専決処分承認を求めることについて(令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算(第1号)について)の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 質疑なしと認めます。

議案第108号についての質疑を終結いたします。

議案第109号 佐渡市入湯税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番(荒井眞理君) 頂きましたこの資料を見たのですが、ここに書かれるこの違い、中身の違いがよく分からないので、これを説明していただけますか。

○議長(佐藤 孝君) 中川総務課長。

○総務課長(兼選挙管理委員会事務局長)(中川 宏君) それでは、ご説明申し上げます。

特例基準割合という名称が延滞金特例基準割合というような形にまず変更になっております。それから、規定により告示された割合という文言につきまして、規定する平均貸付割合というような形で言い方が変

わってございます。この2点が関係する条例が9つございますので、その文言の改正をしておるということとでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 私もこの資料を見て文言が違うのは分かるのですが、意味、旧の意味と新の中身の意味の違いが分からないので、それを教えていただきたい。というのは、旧では特例基準割合と言われたのが、今回は延滞金特例基準割合というふうにするということは、旧の特例基準割合はすなわちイコール延滞金だったけれども、そこ不明瞭だったから、今回はもう延滞金と、それ以外の特例はないと、こういうふうにしたのか、一体何なのかが分からないので、教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） それでは、私のほうからご説明いたします。

この税務関係の、今回は入湯税も入っていますけれども、市の債権につきましては税のほかにも幾つかあるということで、今回一括の条例改正になっております。内容的には用語の整理です。それは、もう皆さんご存じだと思うのですが、ただ具体的にどういうふうになるかということになりますと、これは民法の改正にも関係してきておるのですが、当初は固定の利率でした。固定の利率が今回変動になるということで、それが基準割合といった言葉になりますけれども、いずれにしても民法のほうでも基準割合という言葉を使っておるものですから、私どものほうではあえてその前に延滞金特例基準割合という用語に整理したという内容でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 文言整理とか用語の整理とかということなのですが、ではこれによって実態は特に何も変わらないということですか。ちょっと結論だけ教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） この改正自体、こういったいわゆる変動の延滞金の内容につきましては、平成25年度から既に実施しております。ですから、この文言改正によりまして何か制度が変わる、ないしは率が変わるといったことではございません。この制度につきましては、既に私どもの市の債権につきましては全て平成25年度から変動になっているということで、単純な文言改正ということでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結いたします。

議案第110号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

議案第111号 佐渡市空家等の適切な管理に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 空き家問題は必要なことですから、特別措置法もありますから、きちんと対応していかなければならないというのは、これはよく分かるので、概要の説明、市長の冒頭にあったように、空家等対策協議会を立ち上げるためのものなのかなと思ったら、どうもこの条例はそうでもないようだなどというふうに思うのだけれども、具体的にはこの条例で一体何をしたいのかちょっとお聞きをしたい。ご承知のとおり、空き家対策の特別措置法ができる前から条例を持っているところもあると。法律ができて、この法律に合わせるということもあるし、この法律をさらに具体化をしてやるということもある。この条例がなくても特別措置法の中で、もう既に代執行やっているように、やれるという中身もあるわけ。例えば第4条で空き家等の所有者の義務がありますよね。第2項のところでは、所有者は空き家については地域の活性化に資するために有効活用するように努めるものとする。これ何を言うかということ、つまり個人所有の空き家をこういうふうに努力しなさいよと条例で規定するわけですよね。理念条例なのか何なのかよく分からないけれども、もうちょっといきます。例えば第13条になると、空家等対策協議会の設置、説明があったとおり、ここかなと思うと、国の法律によると第4条で空き家等の対策計画の作成のことに触れているし、第7条では協議会が作成をするということも書いてあるのだけれども、ここにはそのことは一切書かれていないよね、所掌事務も。だから、これ一体何のための条例なのかちょっとお聞きをしたい。ポイ捨て条例とかああいったもの、理念条例というのものもあるし、けれどもこの空き家はやらなければならないことだけれども、公的権力、条例で公権力が発動できるという条例になるわけなので、ちょっとその辺がよく分からないので、深める意味でお聞かせ願いたい。

○議長（佐藤 孝君） 計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明をいたします。

今般佐渡市空家等の適切な管理に関する条例を提案させていただきました。空き家の問題、議員の指摘にございますとおり、今後も増加が予測されますし、さらに深刻な問題になると予測を私どもはしております。したがって、この条例を制定する理由についてでございますけれども、1つは空き家施策に対する市の方針、そこをこの条例でしっかりと明確化を図ることで市民にも空き家は適切に管理する必要があるのだと、義務があるのだということをしっかりと周知をして働きかけを行いたいということがございます。それから、もう一つは法に基づく措置が基本でございます。法に規定のないこと、補完をする必要性のあることについて、今般条例で規定をさせていただきました。したがって、法にあることを後追いで条例で規定をする場合もございますけれども、今般この条例についてはあくまでも法を補完するという観点の中で条文の制定をさせていただきます。特に法にないものがございまして、全国の自治体でも、県内でも過半の自治体が条例を構えて制定をさせていただきますが、空き家に起因する市民の身体、生命、財産に影響を与えるような、緊急の措置を行う必要性のある場合、この部分について法では規定がございません。法の中では、まず所有者の覚知をして、そして指導助言、勧告命令、そしてさらには行政代執行に基づく手続を踏まえてということになってございます。これは、なかなか時間を要するわけで、緊急の場合について速やかに措置を講ずることができません。立法の趣旨等についてもいろいろと調査をさせていただきましたけれども、そこは身近な自治体の条例でそういう必要性があるのであれば制定をし、対応すべきということが立法の趣旨だということ。それを踏まえて、県内の自治体でも過半を超える自治体が条例を

制定してございます。私どもも今般条例を提案するに当たりまして、やはり緊急の際に速やかに措置を講じることができるような条例の根拠規定というものを設けさせていただきました。それと、もう一つの理由についてでございますけれども、法に基づく措置、これは……

○議長（佐藤 孝君） 環境対策課長、簡潔にお願いします。

○環境対策課長（計良朋尚君） 市の財産ではございませんので、慎重に措置を講じてまいる必要がございます。したがって、従来要綱で設置をしておりました協議会、これを条例設置にし、その措置について、慎重な審議を協議会で行うということのための条例の制定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 後段のほうから聞きます。

第13条に空家等対策協議会の設置がありますが、例えば国の法律でいうと、特別措置法に基づいて指針があって、ガイドラインがあるということの中で、空き家等の対策計画は協議会がつくるのだろうと思うのだよね。それここに書いていないよね、所掌事務は。何かその辺は、県内でもあるって言ったから、ほぼ県内のと同じような中身になっているのだろうけれども、私どもこの条例ちょっと分からないものから、一番は空家等対策計画を策定するところがやっぱり一番重要であって、それに基づいて総合的に進めていくし、所有者からも協力を願うというものなのではないかというのだけれども、第13条には所掌事務については認定に関すること、措置に関することという、どちらかという要綱で決めて、実際に代執行に持っていくまでの中身みたいな感じがするのだけれども、その辺はどうですか。

それともう一つは、環境対策課長がおっしゃったとおり、その実態に合わないものもあるし、それは国の法律の範囲の中で制定をする。国の法律を超えることはできない。よく分からないのですが、先ほど冒頭に言ったように、変な言い方すると、空き家を置いておこうが私の勝手だろうというのがあるわけだ、市民にとっては。けれども、地域の活性化のために有効に活用するために規制をかけるということになるのだけれども、私他市の事例、明石市の事例、さいたま市の事例、幾つか見てきたのだけれども、大分違うなという思いがするのだが、県内は大体こんな感じになっているという理解でいいですか。

○議長（佐藤 孝君） 計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） 幾つかご質問をいただきましたが、今般提案をしております条例の第1条にもございますとおり、法に定めるもののほかということでございます。法につきましては、全国の自治体で共通に執り行う事務について規定をしているわけでございまして、私どもはその法で規定をしているもの以外のこと、地域の実情を踏まえて明確化、条例で規定をすべきことについて条例化を図るということでございます。

また、第4条第2項についてのご質問でございますが、法に基づいた規定がございますので、計画を立てます。法に規定がありますので、その部分については条例で規定化をしていないということになるわけでございますけれども、第4条第2項については、利用されない資産、建築物については、一方で利活用ということがございますし、計画でもその部分は規定をさせていただいているわけでございます。利活用しない資産、建築物については積極的に利活用を図るべくご協力をお願いしたいということで、努力規定としているものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 冒頭から言っているように、私駄目だと言っているのではないのだけれども、どうもちょっと抜けているのではないか。例えば今回の提案されている条例第5条の中には、市は空家等対策計画を定め、空家等に関する施策を実施ということになっているのだけれども、ご承知だろうけれども、抜けているところを足すというのだけれども、本法の第7条では、市町村は計画作成の協議会を組織するとなっているわけだ。ところが、ここに来ると、さっき言ったように、第13条では協議会の所掌事務はこれになっているというあたりの整理が、私はやっぱりもっと本法に近づけて、こういった場合は近づけておく必要があったのではないか。さいたま市とか宇都宮市、明石市の条例は、前もってできているところに足りない部分を足しているのだけれども、その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明をいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法、ここの中では計画につきましても、協議会につきましても、できるという規定です。市町村は、計画を策定することができる、協議会を設置することができるでございます。しかしながら、私もこの条例の中では、設置をする、計画を作成をするということで、それを市として取り組むのですということをしかりと条例で担保するものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 同じく空き家のところですが、環境対策課長にはここ1週間で何回か電話をしているところなのですが、どうしても分からないのがこの第10条の緊急措置。この緊急措置というのは、文章は読みませんが、所有者が特定できない、または所有者が金を払わない場合でも、佐渡市にとって通学路でもあり、重大な危険があると判断した場合は、行政代執行であろうが、佐渡市自腹であろうが、解体をすべきという目的の条例だと私は思うのですが、違いますか。

○議長（佐藤 孝君） 計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明をいたします。

緊急措置につきましては、緊急の措置を講ずる必要性があると判断をした場合については、公益の必要、公益を確保するという観点から、所有者が実施をしない場合については市が措置を講じるということでございます。

それから、何でございましたでしょうか。

〔「それだけ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 一般質問でも取り上げたので、詳しくはそこでやりますが、そういう趣旨なのに放置をしている佐渡市の現状をこの条例に照らして環境対策課長はどのように考えていますか。

○議長（佐藤 孝君） 計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、市民の生命、身体、財産、そこに害が及ぶような場

合について、それを看過することなく適切に措置を講じたいと。少なくとも身近な市町村にあっては、そういう対応をする必要があるという認識の下、条例でその根拠規定をしっかりと構えるということの必要性がございますので、今般そのことについて提案をさせていただいているところでございます。しかしながら、一方で、行政代執行、解体、全部除却もそうでございますけれども、法に基づく措置については、所有者の確知、指導助言、勧告命令、その手続を慎重に踏まえつつ適切に措置を講じてまいるということが必要であろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 関連してなのですけれども、こちらの第13条の部分に空家等対策協議会の設置というのがあります。これまでも空き家等の対策協議会というものはあったのですけれども、それとの整合性というか、全く新しいメンバーでやる新しい組織体のことを指すのか、それとも既存のものを引き続きこちらに当て込むものなのかというところを確認させてください。それが1点目です。

あともう一つなのですけれども、昨年佐渡市のほうで空き家の調査員の育成プロジェクト協議会、そういうものを立ち上げて活動を実施していたと思います。その協議会の中では、空き家のトリアージを行って、流通可能なものは流通に回すだとか、そういう調査をすることが目的だったと思うのですけれども、そちらの協議会との整合性。同じような協議会があると、非常に携わるメンバーとしても複雑怪奇で分かりづらい。それからあと、二重的なものがあれば行政的な経費がまた二重に負担がかかるということもあると思いますので、その部分についてどのような形で組織体として運営していくのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

今般条例を提案をさせていただきました。議決をいただきまして、公布後速やかに現在要綱で設置しております協議会につきましては市の附属機関に変わるわけでございます。今ほどご質問のありました委員等の構成につきましては、現在要綱で設置をして、本年も既に2度、3度開催をさせていただいておりますので、この後については同様のメンバー、附属機関の委員として任命をいたしまして、継続的にご協力をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つのご質問についてでございますが、私ども空き家対策を総合的に法に基づいて取り組むという観点から、地域振興課が取り組んでおります利活用の施策についても総括をする立場にございますけれども、後段のご質問については地域振興課が所管でございますので、そちらのほうで答えをいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

今ほど環境対策課長のほうからご説明ありました協議会のほう、私どものほうも出席をさせていただき、案件についてご意見のほういただいておりますのでございます。私ども調査に関しまして、昨年協議会を設けさせていただきましたが、私どものほうはあくまでも利活用のほう前面にということでありまして、総合的な施策の環境対策課の設置の協議会とは若干やはり意味合いが異なるのかなというふうに考えてお

ります。ただ、そういった意味では連携のほうは必要というふうを考えておりますので、私ども庁内の連携を今一層強めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第111号についての質疑を終結いたします。

議案第112号 公有水面埋立てに係る意見について（両津夷地内）の質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） これちょっと資料を見させていただいて、おかしいなというか、私よく分からないなと思うところがありまして、この中身そのものというよりも、免許願書というものの提出先が知事、花角英世様宛てで、出願する人の代表がやはり同じ新潟県知事、花角英世と。単純に見ると、自作自演でもう何でもできる様式になっているのです。ただし、丁寧なのは、しかし当該地域にある市長に意見を求めますという手続になっています。これを7月31日に出されて、11月30日までの4か月の間に答えてくださいと。この間に今議会が挟まっていますけれども、これで意見を言ったときにどれだけその意見に対して強制力があるのか。というのは、もう本当に言い方悪いと、県知事様へ県知事よりと。この中でどれだけ市が言ったり、議会が言ったりすることに強制力があるのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間賢一郎君） ご説明いたします。

こちらのほうにつきましては、公有水面埋立法第3条に基づいて都道府県知事が埋立ての出願をするときには、その存在する市区町村に意見を聞かなければならないということによって、こちらのほうの意見の照会が佐渡市のほうに参ったものでございます。そのときの効力というか、議会のほうの決めたことがどこまで及ぶかということにつきましては、申し訳ございませんが、はっきりとはここではちょっと申し上げられません。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今回の中身がいいものか悪いものか、その中身そのものは別にして、仮に今までの地元の利益者、受益者、ここにこういう今までの港湾があることで利益を得ていた人たちがその利益を失うのだということで、これ困ると、地元がそういう意見を出したときに、4か月でこれ調整して意見出さずってとても難しいことだと思いますし、もしこれ困るといふ強い異議があった場合はそのようにして伝えらると。ここには何か強制力は発揮できますか。

○議長（佐藤 孝君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間賢一郎君） ご説明いたします。

今のことにつきましてはですけども、既に地元から同意を得た上で新潟県のほうが私どものほうに意見の照会をしているということになりますので、今回の件についてそういった問題は起こらないと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） そうすると、私たちに必要なのは既に地元が同意を得ているという証拠になるもの、議会のほうにぜひ提出していただければと思います。議長、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 分かりました。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） こちらの部分なのですけれども、工事をやる経緯というか、詳細な説明をもう少しご説明いただきたいなというふうに思います。経年劣化でそうなっているのか、それともともと計画されていてようやく動き始めたそういう案件だとか、もう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間賢一郎君） ご説明いたします。

こちらの件につきましては、当該岸壁というのが築造から30年経過しております。県のほうがそれに対して地震であるとか津波であるとかといったものに対する機能診断をした結果、安全性に少し欠けるということで今回、今の岸壁の横に2メートル80センチほどコンクリートを腹づけして強化するといった内容の工事でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第112号についての質疑を終結いたします。

議案第113号 消防指令システム改修工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 1時間たったのであれかなと思っていたのですが、ではやります。

随意契約になっていて、結果的に言うと、選定理由はこのメーカーでなければ全然駄目だということだから、今後もこのメーカーということになるのですよね。つまり学校のほうの無線LANのやつも同じメーカーなのだけれども、もちろんこういうものというのはこういうことはあり得ると思うのだけれども、よく昔あったように1円でコンピューター入札をして、あとは全部みたいなものもあるのだけれども、結果的に言うとそれと同じようなものという理解でいいですか。それしかしようがないという理解でいいですか。

○議長（佐藤 孝君） 羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） ご説明いたします。

今回の案件については、既存装置の部分更新でございまして、5年目の部分更新でございまして。この先々は10年後に全部の更新が必要となる予定でございまして。その際は、各メーカー参加できる状況になるものと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

ここで、ちょっと長くなりそうなので、10分間休憩いたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 失礼しました。15分間休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、議案第114号 損害賠償の額を定めることについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 佐渡市辺地総合整備計画（令和元年度～令和3年度）の変更についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 幾つかお尋ねをいたします。

1つは、今合併特例債でも問題になっている地方債の起債ということなのだけれども、ここで追加をするということなのですが、これは借りられるという前提ですか。例えば佐渡島開発総合センター、両津の支所のところだと思うのですが、それと佐和田の学校給食センターの電気温水器、待鶴荘の温水ヒーター機器と、どちらも水道水の硬度が高い地域のものなのなのですが、できるのかということが1つです。

それともう一つは、考え方を教えていただきたいのです。過去にも辺地対策事業債の中に組み込むのだけれども、途中でふわっといなくなることもあるのですが、その辺はどういうふうになっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） 辺地対策事業債の関係ですが、まず佐渡島開発総合センターにつきましては、当初今年度の予算で計上しましたが、今回増額になるというところから継続費のほうにいたしまして、今年の辺地対策事業債の部分と来年の辺地対策事業債で借りの部分にしたということなので、辺地対策事業債の佐渡島開発総合センターについては変わりません。あとの2つにつきましては、今回辺地対策事業債の一次のほうで大体7億円強の部分が同意を受けられる予定で、この金額は昨年比べて1億円弱ぐらい低い状況です。通常ですと、毎年二次のほうがあるのですが、その中で必ずというわけにはいかないと思うのですが、一応手挙げをして、つけばというところで考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 言うまでもありませんが、地方債の全体の財政計画の中で枠、一次、二次があるのだけれども、そうすると佐和田の学校給食センターの電気温水器というのは、この前何か出たものとは別。あれはボイラーかな。ボイラーだったのかな、とは別だということなのだろうと思うのだけれども、どうなのか。そうすると、これは手を挙げて起債を起こせる範疇に入っているということでもいいですね。

それともう一つは、さっき聞いた、前は辺地総合整備計画に入っていたのにふわっといなくなることがあると言ったけれども、結果的にその変更をするときに落としているという理解でいいですか。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

この辺地総合整備計画につきましては、まず財源の計画の中でこういった辺地総合整備計画にのせることによって、事業化されたときに財源の手当てができるという計画でございます。それに基づきまして、例えば辺地対策事業債を使わなくてほかの財源を使った場合、こちらを使う必要がなくなった場合は、その時々におきまして計画の中から落とさせていただいているというものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） いや、私が消えると言ったのはそういったことを言ったのではなくて、もともとのっていたけれども、全くいなくなることがあるでしょうと。それは、辺地対策事業債の変更の計画やいろいろなところで落としたり変えたりしているのだろうけれども、計画やめたという話なのだろうけれども、そういうことだね。今言ったのは、財源があればこっち行くというのは、それは分かります。確認だけです。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） 議員おっしゃるとおり、計画自体の有無といいますか、なくなったりとか、そういったものもございまして。その時々に合わせて、変更の期限といいますか、時期に合わせて変更させていただいているというものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） これ辺地対策事業債73億4,700万円、事業費として上がっていますが、先ほどの答弁で7億円ぐらい、例年より1億円少ないみたいな答弁ありましたが、過去に辺地対策事業債10億円ついたこともあるし、過疎対策事業債と間違えて答弁していませんか。過疎対策事業債は例年7億円、8億円ですが、辺地対策事業債は10億円ぐらいつく年のほうが多かったのではないですか。違いますか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

辺地対策事業債、今7億円ちょっとと申し上げたのですが、一次の部分で7億円というところで、二次のほう、これから12月頃から二次の部分がございまして。そちらのほうで2億円とかというところがついて、平年ベースですと辺地対策事業債は10億円ぐらいということになります。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） ちょっと関連があったら教えていただきたいのですが、一般会計のほうでも佐渡島開発総合センターの整備費が約1億3,000万円減らされていて、こちらでこの数字が上がっているのは、これ何か関連がありますか。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

今回9月補正におきまして、佐渡島開発総合センターの補正の増を提案させていただいております。その財源の手当てという一環で、この計画のほうで金額を上げさせていただいてということでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第116号についての歳入に関する質疑を許しますが、午前中できるところまでやらせていただきますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第116号についての歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を許します。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 予算書の31ページ、介護サービス継続支援事業（新型コロナ対策）について伺います。

資料に、最初の宿泊施設借上料については150万円ということで、上限1万円ということで、新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、事業継続のため帰宅困難福祉施設従事者の宿泊に係る経費を支援となっていますが、これについて説明いただきたいのですが、上限1万円ということは1人1万円ということだと思うのですが、これは施設に支援するお金なのか、個人に支援するお金なのか、その辺の説明をお願いしますし、その下の欄の感染症拡大防止支援補助金というのですが、これについてはどういう種類の補助金になるのか。

それから、一番下のところ、待鶴荘の整備費のところ、熱源設備整備工事ということで1,280万3,000円予算計上されていますが、これはどういうところの熱源になるのかについてまず説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 順番に説明をお願いします。

吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

まず、介護サービス継続支援事業の宿泊施設借上料ですが、これにつきましては施設のほうで新型コロナウイルス感染症の患者、疑いの患者に対応した職員が自宅に帰れない場合に宿泊費のほうを助成するという制度です。上の宿泊施設借上料につきましては、佐渡市の4施設の職員分を見込んだ借り上げ料になっておりますし、下の感染防止支援補助金につきましては、民間事業者の方が宿泊、借り上げた場合にそちらの法人のほうに補助金として交付するというような形で予算計上させていただいたものでございま

す。

あと待鶴荘の修繕につきましては、開設以来、温水器のボイラーでございますが、部品交換をしながら使ってきたのですが、今回真空ポンプのところのタンクにちょっと穴が空いてしまいまして、現在仮設で運転しておりますが、今後の修繕が難しいということで、今回補正予算のほう、ボイラーの取替え工事ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） この予算については、財源内訳のところで国県支出金の300万円というところがあるので、介護サービス継続支援事業費ですが、全額国からの交付金という対応だと思っておりますが、150万円とした根拠といえますか、市所有の施設が4施設で150万円、それからその他の法人が150万円ということで、その他の法人のほうが多分お勤めになっている人は多いと思うのですが、なぜ同額になったのかということを説明いただきたいと思ひますし、これはほかの課にまたがりませんが、例えば介護施設ばかりではなくて、病院ですとかそういうところで患者が発生した場合にも、当然うちに帰れなくて宿泊施設を利用するというふうな可能性はありますが、そのことについての予算措置はされているのかということをお説明をお願いしたいと思います。

それから、待鶴荘ですが、ボイラーの入替えということなのですが、ボイラーは1,200万円というかなり大きな金額になりますが、ボイラーばかりではなくて、あそこの施設はかなり古いので、いろいろな設備老朽化していることも予想されますけれども、議案から少し離れますが、待鶴荘についてのほかの設備等の老朽化の程度ですとか、その辺りのところはどういうふうに踏まえているのか、説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

150万円の宿泊費の算出根拠ですが、1施設で出た場合、5人程度の介護職員がその患者に対応するだろうということで、算出根拠としましては1万円掛ける5人、最長で30日程度という計算の下で150万円という金額を出させていただきました。ただ、実際出れば、上限額1万円ですが、その内枠で終わったり、期間も短くなったりということで、予算計上としては今1施設ずつ取りあえず計上させていただいたということで計上しております。あと併せて介護施設だけではなく障害者施設のほうにも同様の算出根拠で今回予算計上させていただいております。

次に、待鶴荘の関係ですが、昭和57年に開設してから30年以上経過しておりまして、施設全体が古くなり、かなりちょっと修繕費がかさむようになってきておりますが、現在待鶴荘の今後の在り方というものは決定しておりませんので、待鶴荘、ときわ荘含めて今後どうするのかというところは今後また検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

医療関係者、従事者の宿泊施設の関係ですけれども、既に県のほうで補助制度ができております。こちら国の緊急包括支援事業ということで、県のほうで既に対応しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 民生費だけですか。衛生費まで。

○議長（佐藤 孝君） 民生費と衛生費です。

○18番（中川直美君） 同じページ、31ページの民生費の関係ですが、これ僅かな額なのですが、高齢者の生活支援事業で、日常生活用品の給付増の関係の中身を教えていただきたい。もちろん今回の補正自体はコロナ対策の補正なのだけれども、あまりそういう質疑出ていませんが、それが1つ。

衛生費ということなので、39ページの健康保養センター費の関係です。つまり温泉・地域活性化事業が三角になって、分かりにくい、これ見ていると。つまり温泉の回数券の販売は三角、送迎も三角、地域活性化、これも三角だけれども云々、これ全体としてどういうふうに捉えたらいいのか。ちょっと捉えにくいので、教えていただきたい。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

31ページの日常生活用品給付事業につきましては、こちらのほう、高齢者のほうに電磁調理器のほうの購入費のほうを助成しております。7月末現在11人の方に助成しておりますが、今後も要望があるということで、年度末までにあと15件程度の申請があるのではないかとということで、15件分の不足分について今回予算計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

入浴施設の関係ですけれども、もともと市の入浴施設、無償貸与している施設につきましては補助金がございます、回数券であるとか、イベントの関係であるとか、そういったところを用意しておりました。そちらのほう既に4月のほうで交付決定をしておりましたが、コロナ禍の影響がございまして、事業とかそういったものが実施できないと。それから、回数券の販売、そういったことについても、同時に日帰り半額キャンペーン等、そういったこともやっておりますので、回数券販売のほうも当初の予定どおりにはいかないということで、そういったことをいろいろ考慮しまして、当初の交付決定額から減額ということで考えております。ただ、その減額した分を既に無償貸与施設のほうは年間の経営の計画の中である程度見込んでございます。ですので、そういったところから何とか今年度経営的に、そういったところの支援といいますか、そういったところが必要だということを考慮いたしまして、そちらのほうの残額といいますか、そういったところを財源にいたしまして、そういったところで新たに支援の補助金、緊急経営継続支援事業補助金ということで考えたものでございます。財源としましては、減額となる見込みの補助金、そちらの4分の3ということで各施設の見込みを出していただきまして、その4分の3に当たる額を緊急的な補助ということで支援したいということでこちらのほうを計上させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今回の補正は、コロナ対策が基本であるということで、ちょっと聞いておきたいと思

うのですが、そうすると施設関係はあるのだけれども、昨日あたりのテレビでもやっていましたが、これから冬場に向かうので、インフルエンザのものとか在宅に対する支援みたいなものは何か盛り込まれているのかお尋ねをしたい。

温泉の関係ですが、結果的に言うと、施設を支援するために4分の3やるというのは悪くはないとは思いますが、日帰り入浴との関係でトータルするとどうなっているのか。かえって客が増えているのかどうなのかも含めて、何か全体として見ると非常に分かりにくい。担当の市民厚生常任委員会で整理してくれるとは思っていますが、もうちょっと教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） 入浴施設等の支援の関係でございます。今回のコロナの影響がございまして、民間も含めて各温泉施設が非常に苦しい、厳しい状態となっております。その対応としまして、まずは集客を図ろうということで半額キャンペーン、こちら6月に第1弾を組ませていただきました。そちらのほうである程度、6月の1か月間については、全体的な数字というのはなかなか拾えないのですけれども、市の関係する4施設については、昨年の6月の90%ぐらいまでですか、それぐらいまでは集客があったというふうに見込んでおります。ただ、それまでの4月、5月については半分以下、7月になったらやっぱりまたぐっと下がってということがございましたので、集客のための補助金については市内全体の民間も含めた支援ということで考えております。それで、秋の第2弾ということで今回盛らせていただきました。もう一方の先ほど説明しました経営の支援のほうなのですけれども、こちらのほうはあくまでもそうやって集客を増やしたとしても、既に固定費ですとかそういったもの、年間で必要な経費というのは決まっておりますので、こちらのほうの緊急的な経営支援をしたいということで、市の関係する施設について補助を行いたいというものでございます。その財源としましては、従来予定していた補助金を財源としたいというものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 前段で聞いた、今回コロナのことなのだけれども、これから冬場に向かう中で、包括支援あたりで在宅を支えているのだらうと思うのだけれども、島外から身内が来たりとかというような、そういうものに何か要らないのか、もしくは盛ってあるのかと聞いた。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

在宅支援としての予算計上は今回されておませんが、今島外から来られた方への対応という部分では、今回各施設でタブレット端末などは購入して、オンライン面会ができるような体制整備は行っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） あとは慎重審査を委員会をお願いいたしたいと思います。

それでは、よろしいですか。もしでしたら委員会、所管でやって……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 違う案件ですか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） どこでもいいのですが、実は。これ全般にコロナ対策ということでトイレの改修というのがどこでも盛られているのですが、洋式トイレ化することがなぜコロナ対策になるのか、積極的に推進しても大丈夫なのか、洋式化することがコロナ対策になる理由が分からないので、教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

簡単に申しますと、水を流すときにエアロゾル化するという理論がございます。その中で、蓋をして水を流していただくことによってその防止ができるというものと、文部科学省の補助金の中でも洋式化、乾式化というメニューもございます。そういったことを考えまして、今回コロナのほうで対応したいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 私の知っている知識では、エアロゾルでは感染しないと言われているのですが、ただエアロゾル化というか、化というところが難しいのだと思いますが、感染している方が直接座った後に座ることのほうが私はリスク高いのではないかなと、逆かなと考えるのです。それで、その辺りは市としてちゃんと検討しているのかということ。

それから……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○13番（荒井眞理君） いや、それ進めるのだとしたら、これそこらじゅうのトイレ改修、トイレ改修、トイレ改修、洋式化となっておりますが、一体どこまでが今回の洋式化の対象になっているのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） トイレの洋式化でございますが、まず第一義的には事業所を対象に「新しい生活様式」ということで募集をさせていただいて、その中でもトイレの洋式化については対象とさせていただいておりました。その後、市の公共施設におきましても、できるだけ洋式を増やしたほうがいいのではないかとということで、全面洋式化ではございません。トイレの中の幾つか、洋式のないトイレについて洋式化を、少しでもコロナの交付金を利活用した中で改修できないかということで今回計画させていただいております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 答弁漏れですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 何の案件ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） では、どうぞ。猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） 申し訳ございません。私どもの考え方をお話しさせていただきますと、座ったほうが感染するのではないかと先ほだのご質問だったかと思いますが、それについては十分個人で対処ができる、拭いて座ればよいということでございます。それに関しましては自分で対処ができる部分。あと和式で流した場合にエアロゾル化する可能性としましては、設備の関係でその可能性が増えるという

こともございましたので、今回計画をさせていただいたということでございます。

○議長（佐藤 孝君） あとは委員会をお願いできますか、4回目です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） では、どうぞ。荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 3回目です、3回目。

○議長（佐藤 孝君） 4回目です。

○13番（荒井眞理君） 3回目ではないか。

○議長（佐藤 孝君） 3回目か。

○13番（荒井眞理君） もちろん委員会でもできるのですが、どこにもこの予算がついているので。自分で拭けると、そういうことも全部手当て、今後アルコールで拭くとかということができると、公共のトイレはそのようにしますということも担保した上での予算化なのか、そこだけ聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） そこについては、各施設のほうで検討しているというふうを考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

3款民生費及び4款衛生費についての質疑を終結いたします。

ここでお昼休憩といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開いたします。

皆様に。コロナ対策の関係もありますので、この後の質疑等、一般質問みたいにならないように、単刀直入に簡潔にお願いいたしたいと思います。それと、説明員につきましても簡潔にお願いいたしたいというふうに思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、5款労働費から9款消防費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 5款労働費です。これは、緊急雇用安定助成金と雇用調整助成金申請費用補助金と、両方合わせて4,747万円の減額ということなのですが、数字がとても大きいと思うので、ちょっとどうしてこういうことになるのか、ご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

今回4,747万円ということで減額のほうさせていただきました。こちら4月28日に補正予算で計上させていただいたのですが、そのときは国の制度、事業者負担がある程度発生するというので、そちらにつきまして市の助成という形で計上をさせていただいたところでもございました。その後国の制度も変わりまして、事業者負担につきましてはほとんどないというような状況になりました。今若干残っているのが解雇をした場合の事業者負担が生じるということで、それについての予算については残させていただきましたが、それ以外のものにつきましては予算減させていただきましたということでございます。さらに、申請費

用の補助金減につきまして、私ども当初社会保険労務士にかなりの数、申請費用が発生するのではということで見込んでいたのですが、現状のところ、それにつきましても見込んだよりも少なかったということで、併せまして今回減額のほうさせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 大枠のところは理解できたつもりなのですが、ただこれやっぱり雇用関係なので、利用したかったけれども、利用できなかったということで減額につながっているといけないと思うのです。大枠のところは今のご説明でいいのですが、本当にこれがつなげるとか、例えば社会保険労務士に対する謝礼とか、思ったよりも少なかったということは、利用するかなと思われた人たちが実は利用できていない現状があるのではないかと、その辺りはいかがだったでしょうか。把握していますか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

申請費用につきましては、我々今回減額する際に島内の社会保険労務士のほうに、5つの事務所でしょうか、ございますが、幾つか確認をさせていただいたところなのですが、従業者数が少ない事業所については、社会保険労務士の手を借りずに自分たちでできるという面が多いということでお聞きをいたしました。そして、今後につきましても私ども確保している予算額で何とか賄えそうだということもございましたので、今回これだけの減額をさせていただいたというものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 7款商工費もよろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 大丈夫です。

○6番（後藤勇典君） 7款商工費、1項3目の観光費についてなのですけれども、営業力強化支援補助金、こちら800万円の予算が計上されております。こちらの上限が20万円ということで40社分の計上かと思いますが、これ現場のニーズが相当分あってこの予算措置を図られているのでしょうか。というのも、コロナがこれからまたどう、第3波がいくかどうか分からない中、また移動自粛という話も当然考えられるかと思しますので、そこの部分の根拠だとかをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

営業力強化戦略なのですが、6月に島民、県民限定の宿泊キャンペーン実施しております。そのときに各宿泊施設を我々のほうで回って、どういうことがあればいいのかというようなことを聞き取りしております。それと、コロナの関係であらゆる経済対策というものが打たれている中で、コロナの影響が長く延びると、最近の傾向で言うとOTA、インターネットの旅行会社、その旅行会社を使っている事業者にはお客さんが入っているのですが、宿によってはまだ契約もしていない、小さい事業者ですとまだパソコンもないというようなところがあります。そういう宿泊キャンペーンから見えてきたお客さんが入らない宿の課題と、お得意様を持っていないとか、あるいはOTAと契約をしていないとか、そういうような課題のある事業者、そこの聞き取りを行いまして、ニーズを分析しまして、大体40件程度あれば要望に応えることができるというふうにして考えております。OTAを契約できるような環境整備とお得意様を増やす

ような営業活動ということで2通りで考えております。移動自粛というようなところになったとしても、例えばインターネットエージェントとの契約というようなところは進められるような環境整備ということで検討しております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

5款労働費から9款消防費までについての質疑を終結いたします。

次に、10款教育費及び11款災害復旧費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 一応確認なのですが、さきに佐渡島開発総合センターの整備費、これを減らしたのは起債を変えたからだということですが、61ページにありますこの約1億3,000万円、これを減らすのは、この整備は計画どおり、中身は変わらないということによろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

佐渡島開発総合センターの整備費でございますが、当初予算に建築基準法において既存不適格となつてございます3階の特定天井の改修のほか、解体を予定しております両津文化会館の代替機能を確保するため、3階のホール、大集会室のステージの拡張、防音改修、それから照明器具の設置などの改修工事費、それから監理業務の委託料を計上させていただいていたところでございます。また、併せて令和元年度に発注をしました実施設計業務を今年度に繰越して、設計業務のほう進めてまいってきたところでございます。実施設計におきまして、天井の改修工法の見直しのほか、解体を予定しております文化会館の利用者団体の皆様からいただきましたご意見、ご要望についても検討、実施設計額を算出してございまして、改修工事におおよそ7か月、日数を要するということから、今後予算をお認めいただいて、11月発注ということになりますと完成のほうが令和3年6月になるということとございまして、当初予算のほうを減額をさせていただきまして、継続費のほうを設定させていただいて、令和2年度分の年割額のほうを計上させていただいているということとでございます。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 10款教育費、ページでいくと57ページのG I G Aスクールのサポーター配置業務委託料が計上されておりますが、これは誰がどういうふうにしてやるのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 濱田学校教育課長。

○学校教育課長（濱田清明君） ご説明します。

G I G Aスクールサポーターについてでございますが、G I G Aスクールサポーターについては、1人1台端末を学校に配置しますが、その学校側の準備がスムーズにいくためにということで、文部科学省のほうで4校に2人の割合でということで今配置を進めているところでございます。今この業者委託を考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 先ほど手を挙げているのを見落としました。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） ご丁寧にご説明いただいたのですが、結局その中身、改修工事の中身も実施設計の中身も変わらないと、ただその財源が変わりますということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

先ほどちょっと誤解があったようですが、財源が変わるわけではございません。当初の計画よりも工事費が増額したことによって、当初の計画、起債の計画のほうが金額が足りないということで、金額の増をさせていただいたということでございます。中身については変わっていないといえますか、要望に基づいて実施設計をしてみたら金額がかなり上がったということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん、3回目です。

○13番（荒井眞理君） では、私勘違いして聞いていたのでしょうかけれども、工事の中身は変わらないけれども、いろいろな理由で増額しなければいけないので、その分を辺地事業債のほうから持ってくる。ここでこの減額するというのは、来年度に繰越していく、何でここで減額になるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

工事内容については、実施設計におきまして先ほど申し上げました解体を予定してございます両津文化会館の利用者団体の皆様とも意見交換、説明会等々させていただきまして、ご要望等々いただきまして、それを踏まえて検討、設計をさせていただきまして、ステージ上のかすみ幕などの幕類の追加や制御盤、操作盤等々の追加、それから舞台装置の追加等々ございまして、全体の事業費のほうが上がってございます。それで、先ほど申し上げましたように、なおかつ工期のほうが7か月かかるという中で継続費のほうを設定させていただいた関係で、当初予算については一度減額をさせていただきまして、改めて継続費の令和2年度分の年割額を計上させていただいているということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 2ついきます。

10款5項6目の社会教育施設管理費についてなのですが、これの総合多目的施設整備費の施設改修工事増で約2,000万円ほどの増になったのですが、これの内容というか、その理由についてお聞かせいただきたいのと、あともう一つが災害復旧費全般についてなのですが、専決のような形でどこをやったという一覧をもらえると非常にありがたいのですが、それ所管委員会のほうで出すのでしょうか。確認までに。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

総合多目的施設整備については、4つの工事を考えております。中身としましては、真野ふるさと会館のエアコンの改修、そしてあいかわ開発総合センターの1階、2階の換気扇が壊れているというところの改修、そして佐渡中央会館の非常用放送の入替えの工事、そして赤泊総合文化会館のトイレの、それは便器が傷んでいるというところの改修のこの4つの工事を考えております。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 後藤議員、災害の詳細が欲しいということですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

第8号、第9号と同じような形でこの第10号につきましても出させていただきたいと思います。出し方につきましては、議長と相談させていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

10款教育費及び11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第116号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第117号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算(第2号)についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

議案第123号 令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算(第2号)についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6番(後藤勇典君) 2つあります。

こちらの資料の7ページの部分なのですが、有形固定資産減価償却費の減が3,977万1,000円ということで、これ例年大体この減価償却費の額というのはこんなものだったのでしょうかというのが1つと、あともう一つが13ページの貸借対照表の部分で、未収金で約9,000万円とあるのですが、これの大まかな中身として内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長(佐藤 孝君) 宮城上下水道課長。

○上下水道課長(宮城 徹君) ご説明申し上げます。

今回下水道特別会計が令和2年4月1日から公営企業会計、法適用になったために3月31日をもって特別会計を打ち切り決算としております。その中で、今度企業会計という中でこういう資産のものが出てきまして、その額が確定したことによってこの額が計上されたということで、今まで特別会計ではこういった予算というものはなかったということになります。

もう一点なのですが、未収金や未払い金につきましても、下水道使用料金とか、あとは工事の支払いとか、そういったものが3月31日をもって打ち切っておりますので、そういったものが未収金や未払い金という形で発生し、今回の補正で確定したものを計上したものでございます。(下線部分は35頁の発言訂正に基づき訂正済)

○議長(佐藤 孝君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤 孝君) 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 佐渡市立学校校内高速LAN等整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 議案第125号ですよ。

○議長（佐藤 孝君） 議案第125号です。

○18番（中川直美君） 先ほどちらっと言ったのですが、これ結果的に言うと1社しかなかったということなのですよ。この後令和元年度の決算審査のあれがありますが、なかなか財政云々ということ、なぜこれ競争にならなかったのだろう。先ほどの消防のとはまた違うのだろうと思うのですが、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 濱田学校教育課長。

○学校教育課長（濱田晴明君） ご説明します。

この工事内容ですけれども、小学校22校、中学校13校、それからそれを一括する佐渡島開発総合センター内の工事ということでございます。それらについて多くの業者に発注を念頭に、分割発注とかもいろいろ考えていたのですが、結局各学校で動いているかどうかということを一括して管理をするということですので、ネットワークが大事だということで、分割して整備するということは難しいと考えました。また、分割した場合、いろいろ壊れたとかいったとき、業者が補償するのはどこが補償するかとか、いろいろ問題が出てくるということで、どうしても一括でということで技術的な面で入札を行ったところ、このような形で結局1社しか出てこなかったと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうしますと、先ほどの消防と同じように、この後も結局例えばいろいろなことが起きたときにこの業者に頼むしかないということになりますよね。それが1つと、もう一つは今の複数の業者が入らなかったというのは、結局全体を管理していくことやいろいろなものを含めて入札条件がほかの業者には合わなかったから参加しなかったということになるのです。そういうことなのだろうと思うのだけれども、それが1つと、もう一つはさっき言ったように、結局この後またいろいろなことがあったときにここに随意契約のような形でやるしかないということになりやしませんか。

○議長（佐藤 孝君） 濱田学校教育課長。

○学校教育課長（濱田晴明君） 今後それぞれケーブルとか機械の耐用年数あると思うのですが、その耐用年数が来た場合ですけれども、今後同じ業者がやらなければいけないという内容ではないと業務内容については確認してあります。また、耐用年数が来た場合は、同じような形で広く入札を行っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） この点については、それなりのいろいろな業者がいて多く参入できたのではないかなと思うのだけれども、その部分なのだけれども、結果的にこれも島内業者ということだったのかな。そういう一般競争の条件の枠というのは何かあったのですか。どうも不思議でしょうがない。こういったものというのは、日進月歩しているのもあるし、いろいろなことがあって結構いろいろな業者がいてもいいのかなと思う。それは来なかったのだから、発注側が悪いわけではないのだけれども、もうちょっと教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山榮祐君） ご説明いたします。

今回の工事に関しましては一般競争入札というところで、その条件としては電気通信工事というところで、一応電気工事のAランク相当というところで入札のほうさせていただきました。地域の要件としましては、県内に本社または営業所を有することを要件にした入札を行いました。その対象となる社の件数ですが、一応42社程度あったのですが、入札したのが1社だったということになります。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

発言の訂正

○議長（佐藤 孝君） 先ほど上下水道課長から答弁がありました件につきまして、訂正をしたいという申出がありますので、訂正を許します。

○上下水道課長（宮城 徹君） 失礼しました。先ほどの説明で、未収金についてのご質問のところを未払い金も併せた説明をしてしまいまして、申し訳ございません。3月31日をもって打切り決算したために未収金とか未払い金というものが発生して、今回の補正で確定したものを計上させていただきました。失礼しました。（当該箇所33頁の下線部）

○議長（佐藤 孝君） ここで、説明員の入替えのため暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第126号 令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款にまとめて行います。

それでは、議案第126号の歳入に関する質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 午後の冒頭で議長が簡潔にずばっと言えということなので、お尋ねをいたします。

令和元年度は、今の渡辺市長が年間通してやった年度でもありませんが、ただこの年度はやはり、監査の意見もあるのですが、違った角度で決算やっておく必要が私はあると思っています。というのは、佐渡市合併15年を経て16年目に入ったときです。ページ数で言いましょう。15ページの地方交付税の関係であります。合併16年目に入って一体どうなったのかというところをやっぴりこれしっかり検証して次につなげるということが私は要るのだろうなというふうに思うのですが、その辺は議会に決算審査は任せればいいというだけではないと思うのだけれども、どのように捉えているのかが1つ。

それともう一つは、渡辺市長がやった1年間ではありませんが、監査の意見の中で法令や契約に沿った

事務処理が行われていないという指摘を受けています。これ具体的にどういうことというふうにお聞きをしているのか総体を聞きたいというふうに思いますが、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

交付税につきましては、合併からということですが、普通交付税の話でいいますと、算定替のほうが10年あって、その後平成26年度から合併による増額分がだんだん減って行って、平成31年度、令和元年度でなくなったというところかと思えます。平成26年度から令和元年度にかけて37億円減少しました。年間の平均でいうと約6億円ちょっと、今182億7,000万円が令和元年度の姿です。この額が今後考えていく上で基本になるかと思えます。今後人口減少等あるかと思えますが、やはり今の額がスタートというか、大きな落ちのない金額となりまして、ここから人口の減少等に伴って、若干ずつではありますが、減っていくようなところで想定しております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 監査の指摘にある法令や契約に沿った事務処理が行われていないというのは、どのようなことを指しているのかというふうに執行部は総括して受け止めているのかということをもまず聞きたい。前の市政のやったことですが。

それと、やっぱり合併16年目以降どう見るかということは、例えば今合併特例債の使い道の中で、佐渡市の財政力があるのかなのかという問題とも私関わってくると思って見ているのです。平成31年度、いわゆる令和元年度の財政、あるべき姿ということで将来ビジョンというのをやっていました。2009年のときには、地方交付税は145億円になると。平成29年の改定のビジョンのときから見ても、全体の財政の指数も含めて、平成29年のときに予想した指数よりも今やっぱり状況は私いいだろうと、その押さえ方がまず1つ要るだろうなというふうに思うのです。今後どうなっていくかというのは、もちろん政権の在り方によっていろいろ変わりますが、基金の問題や市債の残高の問題も含めて見ると、2009年に佐渡市発足してビジョンを立てたとき、第二次、第三次と見てもこの局面はその当時よりもやっぱり財政的にいい状況になっているというふうに私は見ておく必要があると。なぜかという、さっき言った合併特例債借りたら返せるかという議論もある中で、そういう押さえ方私しっかり要ると思うので、その辺どうなのかということが1つです。

歳入なので言い忘れましたが、ページ数でいいますとさっき言った54ページの保育園の給食費の関係、10月から副食費も含めて見るというような話もあったのだけれども、一番上の保育園の給食費が約1,500万円、真ん中ぐらいに保育園の実費徴収金、あるいは保育園の実費徴収金（副食費）、この関係を無償化との関係で教えていただきたいというふうに思います。答弁漏れないように。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

契約等事務の問題につきましては、私がいた、いないではなくて、過去からやはりこういうご指摘を多くいただいているのも事実でございます。内容的に大きな課題として、普通にやるべきことをやっていないというケースが圧倒的に、今までもあったというふうに考えております。ミスであることではなくて、分かっていてやっていなかったことも多々あったというふうに考えています。そういう部分では、やはり

周りの中でしっかりチームとして仕事をしていく、また一人一人がしっかりと意識を高く持って仕事をしていく。今ちょっと総務課長とも話をしておるのは、今までもあったミス、もしくは間違いの事例をしっかりと職員全体に伝え切っていないという現状もあるというところを踏まえまして、しっかりとミスの情報共有、再発対策の状況共有、一人一人が理解できる体制をつくっていくべきというふうに考えて取り組んでまいりたいというふうに今進めておるところでございます。

交付税の考え方につきましては、議員ご指摘のとおり、交付税自体は合併のときに大きな計画があって、一本算定という、10年後には減りますよというような大きな方向性がある中でも、それぞれ社会情勢によって見直し等がされながら、我々が想定したよりも有利な形での財政運営ということでできていたというふうに考えております。ただ、それにつきましては、合併特例債も含めまして国の返済が多い有利な起債を佐渡市が全体的に使ってきていると。今後の返済につきましても、有利な起債であるがゆえに佐渡市の将来負担が非常に低額に抑えられているというところが財政上の一つの佐渡市の特徴でもあるというふうに思っております。しかしながら、一般会計においては、基本的にはかなり有利な起債を使いながら安定財源として進めているところでございますが、やはり今後病院、水道会計につきましては、人口減少、またコストの増等を含めまして非常に難しいところがありますので、財政運営についてはしっかりと注意をしながら、安定的な将来の見通し、また国の動きも注視しながら厳しめな形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

給食のほうは、担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明いたします。

今ご指摘の54ページの保育園の給食費についてでございます。これについては、民生費の雑入の部分でございますので、保育園の職員の給食費という部分でございます。

もう一つ、保育園の実費徴収金につきましても、実費の部分でございますので、無償化との関係はない部分でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは、せっかく代表監査委員も来てくれているので。市長の言い方だと、契約云々、ミスみたいなのがいっぱいあると言うのだけれども、行政というのは極端な言い方すれば契約で全てもう成り立っている、動いているのです。全てが契約なのです。そういう意味でいうと、監査の指摘では法令に沿った事務処理を行っていないということ、これアウトなのです、決算審査的にいうと。契約のミスならばまだいいけれども、法令に沿った事務処理を行っていないというのがあり、その前段には事業目的を逸脱した補助金支出、これもアウトです。補助金の事業目的を逸脱したら、これ補助金としてアウトだと思うのだけれども、それで透明性に欠けて、事務執行とは言い難い、かなり厳しい指摘をしているのですよ、監査は。もう一回執行部のほうで答えるのは、それどういうふうに把握しているか。せっかく代表監査委員来ていますから、今言ったその前段と後段は具体的にこういうことを指しているというふうに教えていただけますか。

○議長（佐藤 孝君） 渡部代表監査委員。

○代表監査委員（渡部直樹君） お答えいたします。

事務執行なのですけれども、補助金については具体的な補助金の名称等言ってしまいますとまたいろいろ個別の問題がございますので、やはり要綱に沿っていないという部分の補助対象経費につきまして、それを結果的には補助対象経費として補助金を執行していたということが1つございます。あとは、使用料の徴収についてなのですけれども、それは経理的な部分なのですけれども、使用料の徴収について、いわゆる収入と費用、カード決済とかありますとやはりカード決済事業者からカード手数料等を差し引いた金額が入金されるということで、その金額を収入として計上していた事案がございました。正確にやりますと、収入は収入、支出は支出というふうな形で別建てで計上するということが原則でございますので、そういった事例が法令等に沿った処理ができていなかったということでご説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今回の代表監査委員からご指摘があったものについては、個別に説明を受けているところでございます。私自身そういう中で、大きな問題につきましては要綱を知らないわけではなく、要綱を知っておりますが、そこでの判断ミス、そしてまた事業を行った後のチェック漏れ等がやはり要綱のコンプライアンス遵守としては非常に問題があるのではないかというものが個々にあるということでございます。一人一人の補助金の支出に対する理解、また実行能力を高めていくということをしつかりと取り組みながら、再発の防止に取り組んでいくということが必要かというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） すみません、これ歳入歳出と、こう分けるということなのですが、私は監査委員の意見についての質問をしたいのですが、よろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） どうぞ。

○13番（荒井眞理君） 私も今頂いている意見書の66ページ、67ページにあります最後のむすびのところ、一番最初に誠に遺憾であるというふうに指摘されていることが、期限が迫る合併特例債事業や廃止施設の解体費用など予算の増大が見込まれる中、今後の健全な財政運営を図るための令和2年度以降の財政計画が作成されていないことが誠に遺憾であると。これは、今まさに合併特例債をどのように最後使うかということ議論している中で、私も市民の皆さんにはこのことは説明しようと思いがらなかなか進んでいないところで、本来あるべきものが作成されていないのか、それとも作成すればいいのにと、どういう意味でのご意見なのかを聞かせていただきたいです。

○議長（佐藤 孝君） 渡部代表監査委員。

○代表監査委員（渡部直樹君） お答えします。

66ページから67ページにかけての意見につきましてです。こちらの部分につきましては、議員おっしゃるように財政計画が作成されていないという、令和2年度以降の部分が作成されていないということにつきましては、基本的には当然作成されて行政運営がなされるというふうに私のほうは理解してございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 代表監査委員のご意見としては、当然作成されるものだというご理解ですが、これ行政としては別に作成する必要がないのにこのご意見なのか、すみません、ここは代表監査委員ではなく

てもよろしいので、ご説明お願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） お答えします。

令和2年度予算は、既に議会でお認めいただいた案件ですので、私自身は本来議会でこの議論がまず1つあって、令和2年度予算が認められているというふうには基本的には理解はしております。しかしながら、この間の取組の中で将来ビジョンの中に本来でいうと財政計画を盛り込んで進めていくというところでございましたが、今回将来ビジョンのほう、昨年から1年かけて議会にお示しするということを進めてきた中でそれができていない。内部的には、基本的な財政計画自体はビジョンを作成する段階で策定はしておるわけですが、そのビジョン自体が今ストップしている状態でございますので、表に出ていないというのが現状でございます。そういう部分では、財政計画等は基本的に内部の予算の中で計画を進めながら取り組んでおるところでございますので、今それを総合計画に変えていきたいということで議会の皆様をお願いをしているところでございますし、それに向けて市民の皆様から意見をいただきたいというような形を今調整しておるところでございますので、内部の方向性につきましてはどのような形でお示しをしたほうがいいのか、将来計画をつくるとなると来年度以降の策定になりますので、その前にどのような形でお示しするのも含めて検討させていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第126号の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第126号の歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費から3款民生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

1款議会費から3款民生費までについての質疑を終結いたします。

議案第126号の1款の議会費から3款の民生費までが終わりましたので、説明員の入替えがありますので、ここで15分間休憩します。

午後 2時17分 休憩

午後 2時33分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、4款衛生費及び5款労働費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費及び5款労働費についての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費から8款土木費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ページでいいますと、214ページというのはいいのですよね、議長。佐渡観光交流機構の負担金6,150万円の件ですが、これ負担金ということになっていますが、負担金でよろしいのでしょうかということです。今科目別解説書持ってきていますが、つまり負担金というのは法令による負担とそうでないもの、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に対する経費の全部または一部の金額を持つことというのが、先ほどの監査の指摘ではないが、法令上のものですが、これは負担金でよろしいのかということが1つ。2つ目は、この負担金の割合というのは何%のどういうものになっているかということをお尋ねをいたしたいと思うのが1点です。

2つ目がDMOの関係ですが、もともとつくるときにも大分議論になりましたが、自立をしなければならない、この自立の仕方が非常に極めて難しいということは言われていたわけですが、まだ走り出したばかりではありますが、その辺は現時点でいうとコロナ禍の中で本当に厳しいとは思いますが、どのようになっているのかお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

支出の仕方ということなのですが、まず負担金でよいのかというところだったのですが、DMOの場合は合意形成の上、負担金で払うということで、各地のDMOともそのように運営しているかと承知しております。負担金の割合なのですが、これちょっと手持ちで資料をお持ちしておりませんので、後で回答させていただきますと考えております。

あともう一つ、自立の道筋というところなのですが、先ほどご指摘のとおり、コロナ禍においてなかなか苦戦しているという部分は事実でございます。DMOのほうもいろいろ工夫を重ねまして、国からの直接の補助金、このようなものを取って行って、少しずつではありますが、運営の道筋をつけているという段階かと承知しております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 言うまでもありませんが、いわゆる昔の観光協会だったときには補助金だったので、市長もその頃総合政策でやっていたからご承知だと思いますが。観光予算の中にある委託料ほとんどは、全部委託料と称してここのDMOにやっているのです、3億円ぐらいだか。これは間違いない。これは、事実上、国の立てつけの問題もあるのです、DMOの問題。立てつけの問題もあるのだけれども、先ほどの監査ではないですが、各節の予算の執行の在り方のものを私見ながら言っているわけなのだけれども、それからしてみると本当に負担金がいいのか。この負担金、事実上の補助金ではないのですか。その問題はどういうふうに、いや、こういったことをきちんと整理しておかないと、たまたま大きな組織だからいいのだけれども、小さな組織をやるときも補助金にするのか負担金にするのか委託料にするのかということでやっぱりもめるのです。これ違った意味での行政と団体との契約の在り方になってくるわけなのだけれども、その辺をやっぱりきっちり整理しないと曖昧模糊になるのかなと思うのですが、その辺どうですかと。

それともう一つは、負担金との関係でいうと、この次の216ページにある佐渡インフォメーションセンター運営事業、いわゆるあいぽーと佐渡の中にご一緒にお入りになっていらっしゃるという問題、非常にやりやすいはやりやすいのだろうけれども、私から見ると、さあ、どうなのかなというような、その辺の

感じはどうか。2つ。

○議長（佐藤 孝君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

補助金と負担金の実質的な違いというようなところでありますが、今回DMOのほうに払っている負担金につきましては、事実上の運営費、これを負担しているものです。その主なものについては、職員の人件費というようなところが主なものです。では、補助金のときはどうだったのかというような話になるのですが、これ観光協会のとこなのですが、補助金のときには行う事業についての補助、観光協会のほうが自主的に行うものに対してサポートを入れるという、そういう趣旨になります。

もう一つ、インフォメーションセンターに今同居しているというようなお話でありましたが、去年の途中から、主な営業部門、企画部門というところは分離して、佐渡汽船の両津港のターミナルのほうに引っ越ししております、今一緒にいるのは総務、人事部門の方々と一緒にいるというような内容です。この辺は、状況として報告させていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 後段のほうでいうと、何かうさんくさいことがあるとかなんとかというわけではないのです。俗に言う李下に冠を正さずではなくって、はたから見たときにかっこいいのか悪いのか。3億円ぐらいだか委託している側と受けている側と一緒にいることがかっこいいかどうかという話なので、お尋ねをしてみました。

結果的に言いますと、では委託料との関係はどう整理したらよろしいでしょうか。つまり委託料というものは、本来行政がやるべきことを、本来佐渡市がやるべきことを委託をしているのです。ところが、本体そのものは負担金として我々が負担をしていると、大半を。事実上、午前中にあった第三セクターの新しい形のような形なのだ、これ。だから、こういうものも含めてやっぱり整理しておく必要があると思うのですが、金井の市民説明会のとときには財政の達人と言われた伊貝副市長、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 伊貝副市長。

○副市長（伊貝秀一君） 負担金、それから補助金、委託料というようなことでありますけれども、分かりやすく委託料の関係は今議員が言われましたけれども、市がやるべき業務についてそれを委託に出すというのが委託の趣旨でございますので、負担金というものとはもちろん性格を異にするものでございます。ただ、同じところにいてその組織に対して、一方で負担金を払い、一方で委託料を払うというケースは、それはちょっと調べないとあれですけども、私の今までの感覚からいけば、それは一方で運営費に対する負担金というものがあり、一方で市からのやるべき事業に対しての委託というものはあり得るものだというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費から 8 款土木費までについての質疑を終結いたします。

次に、9 款消防費から 11 款災害復旧費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） せっかくなので、聞いておきます。決算審査に入るとほとんど市長とはやり取りもできないものですから。

ページで言いますと社会教育費の268ページ、佐渡文化財団運営費の補助金についてであります。この年度は2年目ですが、令和元年11月21日に業務改善指導を佐渡市は発しています。そして、12月13日に出せと言うから出したのだけれども、駄目だといって突っ返して、最終的に受け取ったのが1月14日に訂正に訂正を重ねて受け取ったということになっているわけですが、つまりこの年度は市が財団の運営について改善すべき点があるということで補助金の業務改善指導というものを出しました。前の市長の要請に基づいてやった監査の中にもありましたが、この年度はその指摘も含めて問題はなかったのかどうなのか、どのように捉えていますか。とりわけ本来競争入札にすべきを随意契約でやっていたというのが前は指摘をされていたわけですが、この年度は例えば予算でいいますと775万3,000円が業務委託料、さっきの話ではないけれども、業務委託料なのだけれども、ちゃんとしたルールに基づいてやられていましたか。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

平成31年度については、年度途中で平成30年度の状況を確認した中で、手直しをして、ミスがないように事業を進めたということで私のほうは聞いております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） だから、前は1,200万円ぐらいだったと思う。一千二百幾らの業務委託料がほとんど随意契約だったと。監査も指摘をしているのだ。今回会計管理者の名前勝手に使ったかどうかは知りませんが、ちょっと笑っていますが、そういった問題なかったのかということを行っている。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

平成31年度については、内容等を職員に確認してもらっている中では問題ないというふうに私のほうは聞いております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） この前の年も問題ない、問題ないって、問題があったのです。確認していますか、社会教育課長。いや、決算というのはそういうことなのです。終わったから議会に出して、あと決算認定受ければいいという話ではなくて、あなた方が、しかも市長や副市長でいうと、市長、副市長がやった年度ではないけれども、過去の市政に何が問題があったのだらうと、これをこの次にどうやって執行部としては生かすかということをやらなければならないのだから。社会教育課長もそのときは社会教育課長ではなかったでしょう。だから、やっぱり反省をしないところに発展はないのですから、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

6月議会を經ていろいろ指摘を受けた部分で、平成31年度にやった事業の内容について問題があるかど

うかというところで職員のほうに確認をさせている中では問題ないという、いろいろ修正した部分、変更した部分はあるかとは思いますが、問題ないというふうに聞いておりますが、決算審査までに私のほうでまた確認をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

9款消防費から11款災害復旧費までについての質疑を終結いたします。

最後に、12款公債費から14款予備費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

12款公債費から14款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第126号についての質疑を終結いたします。

議案第127号 令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 何かみんな課長がやってほしそうな顔でこっち見るものだから、どうしても。

介護の関係で、これやっぱりどうしても聞いておかなければいけないのは総合事業の関係です。ページ数でいいますと、歳出でいうと346ページになるのかな。地域支援事業の総合事業です。つまりいわゆる本当の介護保険のサービスを受ける前に、これ安倍政権がやったのだけれども、受ける前にその受給権の侵害をするという言い方をするのだけれども、ではなくて地域の支援事業に回しているという。主要施策の成果説明書の中にも、介護予防訪問介護相当サービスが2,163人、通所介護相当が3,261人ということなのだけれども、具体的には申請したけれども、そこに回ったという方と、行く前に回したという方がいると思うのだけれども、その辺はどういう状況になっていますか。これが極めて重要なのです。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

基本的には、窓口で申請される方におきましては、ご本人の希望で介護認定のほうを優先して受けていただくような受付の仕方をしておりますが、総合事業のほうが簡易にすぐサービスにつながりやすいということで、総合事業でもよいというような方については総合事業のほうで受付をしてサービス提供しているような形になっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 前の高齢福祉課長のときから、国が言うように水際で振り分けはしませんよ、基本は介護保険のサービスを受けるのが基本ですからということで、それを引き継いでいることのようなのだけれども、そうすると地域密着型サービス云々で6,608人、さっき言った通所介護と訪問介護相当サービス、相当サービスというのです。通所介護サービスではない。相当サービス。これは、実質何%ぐらい、何人ぐらいになっていきますか。決算でやるので、それ以上はあまり詳しく突っ込みませんが、ここの振り分けの仕方が今一番介護保険の在り方で問題になっているのだけれども、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

総合事業の介護予防訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスというのは、総合事業という名目上で使っておりますが、基本的には相当サービスということで、通常の要支援1、2の状態のデイサービス、訪問介護を利用しているような状況になっております。実人数については、すみません、今手持ち資料がございません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 令和元年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 令和元年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 令和元年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 令和元年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 令和元年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 令和元年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 令和元年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 令和元年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど市長の答弁の中で水道事業も挙げていたので、私もちょっと触れてみようか

など思う。

監査の意見書の中でも大変厳しい意見がついていて、受益者負担の観点からも適正な料金体系でないと判断する。水道料金上げろと言うのです、監査は。ということなのだけれども、そこで何うのだけれども、もちろん人口減少、いろいろなことで厳しいのだけれども、例えば監査の報告の中であるように、平成30年度に比べて費用の性質別内訳の中で委託料が4,473万7,807円というふうになっていますよね。これもまた委託料になってくるのだけれども、増えていますよね。水道、増えていますよね。多くの議員が知っているのですが、この委託料安くできるよという話があるわけ。この委託料の中に随意契約というのは一体幾らぐらいありますか。多くの議員に来ているのですが。

○議長（佐藤 孝君） 暫時休憩します。

午後 2時55分 休憩

午後 2時56分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

宮城上下水道課長。

○上下水道課長（宮城 徹君） ご説明申し上げます。

申し訳ございません。本日ちょっと持ち合わせておりません。また決算審査のときに提示させていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 私、この監査の意見書の中で出ているように、性質別に見ると委託料下げるしかないのと思うのです。施設の修繕費について言うのならば、これ施設が老朽化しておりますから、これはかかっていく。人件費も三角になっている。増減率が示されていますよね。そういう意味でいうと、この委託料をどうやって下げていくか。競争入札、随意契約の問題も含めてどうかと思うのですが、この約4,400万円、平成30年度に増えた中身ぐらい分かるでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 暫時休憩します。

午後 2時57分 休憩

午後 2時58分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

答えさせます。宮城上下水道課長。

○上下水道課長（宮城 徹君） 申し訳ございません。本日詳細について持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） これで置きますが、ここの表を見ても分かるように増えているのはここなのです。そうすれば何が増えているかというのをやっぱりつかんで、細かいこと分からないなりにもつかんでおかないと今後の改善ができないので、そういう把握の仕方をしっかりしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 関連するようなところなのですが、今回の収入に対する不足の部分が7億3,000万円ほどだということで、監査の報告書の部分にも厳しい指摘がなされておるのですが、料金の回収率について、県平均だと108.5%で、類似団体であれば101.1%のところ、本市におかれましては平成30年度は69.9%、令和元年度は69.5%ということで、こちらの部分の改善の策についてどのように考えられるかという、そこだけお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 宮城上下水道課長。

○上下水道課長（宮城 徹君） ご説明申し上げます。

料金の回収率というのは、水をつくるためにかかる経費に対して料金でどの程度賄っているかという率ですので、佐渡市におかれましては相当数の施設を抱えている中で、老朽施設も多く、どうしてもそういった維持費に費用がかかり、料金での収入ということで徴収率が上がらないという状況になっております。

○議長（佐藤 孝君） それでは、質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第106号から議案第125号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議案第126号から議案第139号までの令和元年度の決算認定の案件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第126号から議案第139号までの令和元年度の決算認定の案件につきましては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

これより決算審査特別委員の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において決算審査特別委員として、次の9名の諸君を指名いたします。

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君	8番	室岡啓史君
10番	上杉育子さん	13番	荒井眞理さん	16番	金田淳一君

以上であります。

暫時休憩します。

午後 3時02分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

ご報告します。

決算審査特別委員会において、正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長 上杉育子さん
副委員長 室岡啓史君
以上であります。

日程第6 陳情第10号

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、陳情第10号 産業振興に繋がる小木一直江津航路の在り方を求める陳情についてを議題といたします。

お諮りします。本案は、航路問題特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は航路問題特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

日程第7 請願第4号から請願第8号まで、陳情第9号、陳情第11号から陳情第19号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第7、請願第4号から請願第8号までと陳情第9号、陳情第11号から陳情第19号までについてを一括議題といたします。

請願第4号から請願第8号までと陳情第9号、陳情第11号から陳情第19号までについては、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、9月9日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時03分 散会